

平成27年度 第1回砂川市総合教育会議

●日時 平成27年10月7日(水) 11:00~11:30

●場所 砂川市役所2階市長会議室

●出席者

(構成員)

| | |
|-------|-------|
| 市長 | 善岡 雅文 |
| 教育委員長 | 遠藤 芳春 |
| 教育委員 | 山田 巖 |
| 教育委員 | 中村 吉宏 |
| 教育委員 | 住 亮太郎 |
| 教育長 | 井上 克也 |

(事務局)

| | |
|-----------|-------|
| 総務部長 | 湯浅 克己 |
| 政策調整課長 | 河原 希之 |
| 政策調整課課長補佐 | 畠山 秀樹 |

(教育委員会事務局)

| | |
|------------|-------|
| 教育次長 | 和泉 肇 |
| 学務課長 | 大西 俊光 |
| 社会教育課長 | 山下 克己 |
| 学校給食センター所長 | 橘 加奈子 |

1. 開 会

(総務部長)

本日は、お忙しいところお集まりいただき誠にありがとうございます。ただいまから、平成27年度第1回砂川市総合教育会議を開催させていただきます。

本日は、第1回目の会議でございますので、次第3の砂川市総合教育会議設置要綱まで、進行を務めさせていただきます、総務部長の湯浅でございます。どうぞよろしく願いいたします。

2. 市長あいさつ

(総務部長)

開催にあたりまして、善岡市長よりご挨拶を申し上げます。

(市長)

本日は、お忙しい中、第1回砂川市総合教育会議に、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃より砂川市の教育行政にご尽力をいただいておりますこと、厚くお礼申し上げます。

この会議は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、すべての地方自治体に設置が義務付けられたものであり、市長と教育委員会が一層連携を密にして、地域の教育課題やあるべき姿を共有し、行政を進めていくという趣旨でございます。

この新制度のもとで、教育委員の皆さんと様々な課題について懇談させていただきたいと考えております。

従前からは青少年問題協議会がありまして、そこが唯一市長と教育委員会が懇談できる場でありましたが、いろいろな分野の方々が委員となっていることや個人情報の問題などもあり、なかなか踏み込んだ話ができなかったところですが、私自身は教育委員会は公平・中立の場であるべきと考えておりますので、中身に深く立ち入る考えはございません。しかし唯一いじめ問題については、大津市の例で言いますと市長に権限がなく、訴えられるのは市長であり、それはおかしいというのが私自身も思っております。それらについては、市長はしっかりと入っていき対処すべきと私自身は思っておりますので、この総合教育会議については、そのような事案について共に協議していきたいと思っております。

また、いじめ問題に限らず教育委員会では他にも課題なり、施設の問題なり、いろいろな問題があろうかと思いますが、そのような問題・課題を直接、教育委員の皆様と話ができる場というのは必要なものと考えておりますので、この総合教育会議が有意義なものとなるよう進めていきたいと考えております。

本日は、第1回目ということで設置要綱について報告させていただきますほか、砂川市教育大綱について、ご協議していただくこととしております。

皆様の忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

3. 砂川市総合教育会議設置要綱について

(総務部長)

それでは、次第の3の砂川市総合教育会議設置要綱について、事務局より説明いたします。

(政策調整課課長補佐)

政策調整課の畠山と申します。よろしくお願いいたします。

はじめに、総合教育会議について、説明させていただきます。

総合教育会議は、本年4月1日に施行されました「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」に基づきまして、すべての地方公共団体に設置が義務付けられたものでございます。

配付しております、参考資料1の「総合教育会議について」をご覧くださいと思います。

資料の上段になりますが、設置の趣旨としましては、首長は、現行制度におきましても、予算の編成や執行、条例案の提出などを通じて、教育行政に大きな役割を担っておりますが、地域の教育の課題やあるべき姿を共有するためには、首長と教育委員会の意思疎通は不可欠であります。このため、首長と教育委員会が相互に連携を図りつつ、教育に関する重要な課題等を協議・調整し、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置することとなったところであります。

会議の設置、構成メンバー、協議事項、会議の運営等につきましては、次のページに参考資料2としまして、法律の関係部分の抜粋版を配付しておりますが、この法律の第1条の4において規定されているところでありまして、この第1条の4に基づきまして、設置要綱を制定し、会議を設置するものでございます。

それでは、砂川市総合教育会議設置要綱について説明いたします。お手元の資料1をご覧くださいと思います。

まず、第1条の設置につきましては、この教育会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の4第1項の規定に基づき、設置するものであります。

第2条は所掌事務として、会議が協議・調整する事項を規定しておりまして、第1号は、大綱の策定に関すること。第2号は、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関する事項。第3号は、児童、生徒の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項。第4号は、その他、総合教育会議の目的を達成するために必要な事項としまして、これらについて、協議・調整を行うこととしております。

次に、第3条は、会議の構成員を規定しており、市長と教育委員の皆様をもって構成するとしております。

第4条は、会議は市長が招集し、議長となる規定のほか、教育委員会から市長に対して、会議の招集を求めることができる旨を規定しております。また、第3項では、会議においての調整結果の尊重を規定しております。

第5条は、協議を行うにあたって、必要があると認めるときは、構成員以外の関係者又は学識経験者の出席を求め、意見を聴くことができる旨を規定しております。

第6条は、会議は公開としますが、ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が著しく害されるおそれがあると認められるとき、その他公益上必要があると認めるときは、非公開にできる旨を規定しております。

第7条では、会議は原則公開としておりますので、傍聴に関して規定しております。第1項では手続きに関する規定、第2項では傍聴することができない者の規定、第3項では入場制限又は拒否に関する規定、第4項では職員の指示の規定、第5項では傍聴人が守るべき事項の規定、第6項では傍聴人がしてはならない事項の規定、第7項では傍聴を禁じたときの退場の規定、第8項では前各号のほか、市長の指示に従わなければならない旨の規定となっております。

次に第8条は、議事録の作成と公表するものについて規定し、第9条では総合教育会議の庶務は、総務部政策調整課が処理すること、第10条では、総合教育会議の運営に関し必要な事項は市長が総合教育会議に諮って定めることとしております。

なお、附則としまして、この設置要綱の施行日は、本日、平成27年10月7日とするものであります。説明は以上であります。

(総務部長)

ただいま説明がありました設置要綱につきまして、ご質問等がありましたらお願いいたします。

(全委員)

なし

(総務部長)

それでは、承認ということで、今後は砂川市総合教育会議設置要綱に基づきまして、会議を運営させていただきますので、よろしくお願いいいたします。

これより、本日の議題に入らせていただきますが、これ以降の進行につきましては、設置要綱第4条第1項で、会議は市長が招集し、会議の議長となると定めがありますので、市長が議長となり進めさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。

(市長)

次第の4の議題に入る前に、本日の会議に傍聴の申し出があります。会議につきましては、設置要綱第6条により原則公開としておりますので、傍聴を許可してもよろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(市長)

それでは、傍聴を許可し傍聴者にお入りいただきますので、しばらくお待ちください。

— 傍聴者入室 —

(市長)

それでは、次第の4の議題に入ります。
砂川市教育大綱（案）について、事務局説明願います。

(政策調整課長)

政策調整課、河原と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

私より砂川市教育大綱についてご説明申し上げます。表紙をめくりまして1ページ、1策定の趣旨と内容についてであります。この「大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき、地方公共団体の長が策定するもので、本市の教育、学術及び文化等の振興に関する基本的な目標及び施策を定めるものであります。

策定にあたっての考え方ではありますが、広く市民や関係者の意見を取り入れながら策定された、本市における最上位計画である「砂川市第6期総合計画」の施策の体系のうち、教育・文化・スポーツに関する方向性を基礎に策定するものであります。

大綱の計画期間であります。砂川市第6期総合計画との整合性を図るため、平成27年度から平成32年度までの6年間とするものであります。

つぎに、本市における教育大綱(案)は、まず2ページにご覧いただきたいと思いますが、基本理念を示し、その基本理念に沿って5つの基本目標、3ページ以降はその基本目標達成するため、それぞれ基本施策を示す形で構成しております。

まず、基本理念であります。「いきいきと学び 豊かな心を育むまち」とし、子どもたちを、学校、家庭、地域の連携により、明るく、仲良く、たくましく学びながら成長するよう、育てていくとともに、誰もが生涯にわたって自主的・主体的に学びながら、創造性を高めていけるよう、学習環境や機会の充実を図る、また、郷土愛を深めるため、歴史や文化の伝承を進めるとともに、市民の文化活動やスポーツ・レクリエーション活動を通して新しい出会いや価値観を高め、ともに学び、豊かな心が広がるまちをめざすものであります。

基本目標としては、I「子どもたちの生きる力を育み、可能性を伸ばすまちづくり」とし、子どもたちが、新しい時代をたくましく生きていくために、確かな学力や豊かな人間性と心身の健やかな成長を育む教育が充実したまちを目指す。

II「一人ひとりが自ら学び、人生を豊かにするまちづくり」とし、一人ひとりが生涯にわたって自主的・主体的に学習できる環境を充実し、学びの成果を家庭や地域に生かすことができるまちを目指す。

III「青少年の健全育成を進めるまちづくり」とし、学校、家庭、地域が連携して青少年とふれあうとともに、地域社会における安全確保や問題行動の解消に努め、青少年を健全に育成していくまちを目指す。

IV「スポーツ・レクリエーションに親しめるまちづくり」とし、年齢や体力、技術に応じたスポーツ・レクリエーション活動の機会や場を充実させ、市民の誰もが気軽に運動を楽しみ、心身ともに健康に過ごせるまちを目指す。

V「豊かな心とふるさと意識を育むまちづくり」とし、市民が心豊かでうるおいに満ちた生活を送ることができるよう、芸術文化活動や鑑賞機会の充実を図り、新たな地域文化の創造を促すとともに、まちの個性や魅力でもある貴重な文化財や郷

土資料の保存、継承等に努め、市民のふるさと意識が芽生えるまちを目指す。とするものであります。

つぎに3ページ目の基本施策であります。基本目標Ⅰの「子どもたちの生きる力を育み、可能性を伸ばすまちづくり」を進める施策としては、①老朽化した学校施設の修繕・改修や学習指導要領に沿った設備・教材等の整備、児童・生徒が安全で安心して学習できる快適な教育環境づくりを進めることによる、教育環境整備の推進。②幼稚園への就園を支援し、小学校へのスムーズな就学を図り、さらに就学後も義務教育を円滑に受けることができるよう、経済的理由により就学困難と認められる児童・生徒の保護者に対する就学の支援。③児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図り、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力を育成することによる確かな学力を育む教育の推進。④学校における道徳教育の充実を図るとともに、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期対応を図るための連携体制や相談機能の充実することによる、豊かな心を育む教育の推進。⑤運動を通じて体力を養うとともに、望ましい食習慣など、健康的な生活習慣を形成することで、子どもたちの心身の調和的発達を図り、また学校給食では、地元農産物を利用した安心・安全な給食の提供に努めることによる、健やかな体の育成。⑥学校、家庭、地域住民が連携しながら、地域に開かれた特色ある学校づくりを進めるとともに、教職員の資質や能力及び専門性を高めることにより、信頼される学校づくりを進め、また、砂川高校との連携を図り、単位制としての特色などの情報発信に努めることによる、信頼される学校づくりの推進。⑦支援が必要な児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握して可能性を伸ばし、社会の中でたくましく生きる児童生徒を育成することによる特別支援教育の推進。

つぎに4ページ目をご覧ください。基本目標Ⅱの「一人ひとりが自ら学び、人生を豊かにするまちづくり」を進める施策としては、①年齢や学習ニーズに応じた学習機会を充実させるとともに、人材の育成・確保などによる活動の体制づくりや情報提供を進め、市民の誰もが自ら学習できるよう支援することによる生涯学習の充実。②学校、家庭、地域、行政が緊密に連携し、読書に親しむ環境の整備を進めるとともに、効果的・計画的に読書活動の機会を提供し、図書館や学校等において自主的に読書活動を行うことができるよう、読書活動の普及促進。③公民館や図書館の施設機能を十分活かし、地域の課題や社会的な課題、多様な教養などを、誰もが学習できる機会を提供することにより、市民一人ひとりが主体的に学び合える環境を創出することによる社会教育施設における学習活動の推進。

つぎに基本目標Ⅲ「青少年の健全育成を進めるまちづくり」を進める施策としては、①保護者が家庭教育の重要性を認識し、子どもの自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を促すことができるよう、学習機会の充実や情報提供を進めることによる家庭教育の推進。②学校、家庭、地域住民等がお互いに連携・協力し合い、子どもたちの安全・安心な居場所づくりや地域で子どもを見守り育てる環境づくりを

進め、学生のボランティア活動への参加を促進するなど、地域で支える青少年健全育成活動の充実。

つぎに基本目標Ⅳ「スポーツ・レクリエーションに親しめるまちづくり」を進める施策としては、①スポーツ活動を通じて市民の交流が図られるように計画的な施設整備を行い、市民ニーズに応じた施設の利活用を図ることによるスポーツ施設機能の充実。②スポーツ・レクリエーション団体等への活動支援や地元指導者の確保・活用により誰もがスポーツ・レクリエーションに親しめる環境をつくり、体力づくりや健康づくりを気軽に行うことができることによるスポーツ・レクリエーション機会の充実。

つぎに基本目標Ⅴ「豊かな心とふるさと意識を育むまちづくり」を進める施策としては、①市民が主体的に参加・実施する芸術文化活動が活発に展開されるよう、支援するとともに、芸術文化鑑賞機会の充実と新たな文化の創造を促進し、豊かな心の醸成を図ることによる芸術文化活動の充実。②市民の協力を得ながら、文化財や郷土資料の発掘や適切な保護・保存に努めるとともに、これらの有効活用を図ることにより、郷土の歴史や文化が広く知られ、後世に大切に継承されるように努めることによる文化財・郷土資料の保存・活用。

以上、5つの基本目標を進めていく施策として、16施策を掲げ、砂川市教育大綱として策定してまいりたいと存じますので、よろしくご審議お願いいたします。

(市長)

ただいま、大綱についての説明がありました。これについて協議したいと思えます。皆さん、ご意見などございますか。

(全委員)

なし

(市長)

それでは、大綱については原案どおり承認とさせていただきます。

(市長)

次に、今後のスケジュールについて、事務局説明願います。

(政策調整課長)

今後のスケジュールにつきましては、このあと教育委員会事務局でいじめに関する調査を実施する予定となっております。その結果が1月頃に出ると予定されております。その結果等を含めまして、いじめ問題について市長と教育委員さんとの意見交換をしたいと考えております。日程については、1月の教育委員会議の日程に合わせまして開催したいと考えておりますので、1月中旬になるかと思っております。

で、よろしく願いいたします。

(市長)

いじめに関する調査結果を踏まえて、1月に開催するということですが、1月となると忙しい時期になるかと思いますが、この会議は例年何回予定しているのか。初年度ということで1月開催となるのか。

(政策調整課長)

この総合教育会議は、年2回程度を予定しており、時期についてはいじめに関する調査結果を踏まえて開催したいと考えております。

(委員)

いじめの調査は毎年2回、6月と10月に実施している。

(市長)

毎年、2回実施しているということで、調査結果を含めて会議を開催しようとする、前期と後期の調査後の時期に開催するということになりますが、よろしいでしょうか。

(全委員)

異議なし

(市長)

その他、この機会に委員さんから何かございますか。

今回は1回目ということで、堅苦しい会議となってしまいましたが、私が望んでいるのはこのような会議ではなく、本来は自由に意見交換がないと出てこないような問題があると思うので、次回からはもっとざっくばらんに進めていきたいと思えます。既存のこのような会議では、委員構成や個人情報の問題などがあり、なかなか議論できないところがありましたので、この会議では自由に意見が言える場として、進めていきたいと思っています。

(委員)

今、市長さんが言われたように、いろいろな会議が設置されているが、教育問題についても、なかなか議論されていないということが、いろいろなところで話が出ている。

(市長)

教育行政は公正・中立性が保たれるものと私は考えておりますので、深く立ち入

り考えはございませんが、この会議では、予算の関係などについても議論できる場にしたいと考えておりますし、いじめ問題についてもいろいろ情報を把握したいと考えております。大津市のように情報がないと対策がとれないということがありますので、次回以降は、もう少しざっくばらんに進めていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、第1回砂川市総合教育会議を終了いたします。

本日は大変ありがとうございました。